

法学部のカリキュラム及びコース制の改革について

2014年12月1日 法学部

法学部では、現在東京大学全体で進められている総合的な教育改革と並行する形で、カリキュラム及びコース制の見直しを検討してきましたが、このほどその内容がほぼ決まりましたので、概要をお知らせします。

1. 今回のカリキュラムの改革の目的は、学生の皆さんに官庁やビジネスの世界等、いかなる仕事においても将来直面せざるを得ないであろう国際的な諸課題に取り組む力を身につけてもらうとともに、皆さん自身がより一層主体的に学修に取り組むことができるようにすることにあります。これまでも法学部では、外国語、とくに英語による授業を増やし、また必修科目・選択必修科目を減らして学生の皆さんの幅広い学修を促す等の見直しを行ってきていますが、今回のカリキュラム改革は、その延長線上に位置づけられるものです。また、コース制の改革は、学生の皆さんの卒業後の進路が多様化していることや、職業をめぐる環境が近年大きく変化していることに対応することを狙いとしています。今日、法学部卒業後に就く職種の間での流動性が高まっているのみならず、例えば取引法に関わる者も政治や経済に通じていることが要求されますし、公務員も国際ビジネス法等の知識を必要とするようになってきています。従来の「私法コース」、「公法コース」というコース区分には、こうした現代社会の要請に必ずしも十分に対応できなくなっている面があると考えられます。

2. 以上のような考え方に立って、このたびカリキュラムを大幅に見直すとともに、現在の第1類と第2類とを改編することとしました。

まず、現在の第2類を、実定法科目（必修24単位、選択必修12単位以上）に重点を置きながらも、選択必修科目として基礎法学系科目・政治系科目・経済系科目（それぞれ4単位以上）をバランスよく学修することを可能とすることで、法的思考の基礎を広く身につけるようにした上で、これまでと比べて履修科目選択の自由を大幅に認めた新第1類へと改めます。このコースは、特定の固定した

進路に重点を置くことはせず、学生の皆さんに、十分な基礎学力を備えた上で、将来の経済社会の変化や職業変更の可能性をも見据えながら、ビジネス法務、公務、マネジメント、研究職等、多様な進路選択に応じて自主的に、そして法学を広い総合的な視野の中で学修してもらうことを目的としています。そこで、この新第1類は「法学総合コース」という名称とします。またこの「法学総合コース」では、学生の皆さんに、履修科目選択のためのガイドラインとして、国際的ビジネスやマネジメントを目指す人のための「国際取引法務プログラム」及び公務員を目指す人のための「公共法務プログラム」の二つのプログラムを設定して、指定された科目をすべて履修した人には、学位記とは別に修了証を授与します。

つぎに、現在の第1類は、これまでの私法コースと目的を共有しながらも、法曹や、企業等における高度な法律専門職を目指すという具体的な進路を想定した特別コースとしての新第2類へと改変します。その名称は、こうしたコースの目的に即して「法律プロフェッション・コース」としました。この新第2類が念頭に置いているのは、法的思考の基礎を身につけた上で、特に法科大学院に法学既修者として進学する学生の皆さんです。そこで、法科大学院において法学既修者が履修を求められる科目を必修科目(46単位)として維持することとしています。この点では新第2類の必修科目は現在の第1類と共通性があります。しかし、新第1類と同じ考え方に立って、選択必修科目(4単位以上)を、これまでの少数の外国法科目から基礎法学科目全体に拡大して、学生の皆さんがよりバランスの取れた学修ができるようにすることを目指します。

最後に、第3類は、政治学の学修を中心とするという基本性格に変更を加えませんが、新第1類と同じように、必修科目を削減する一方で、選択必修科目を増やすことで、学生の皆さんがより自由に履修科目の選択ができるようにするとともに、バランスのとれた学修ができるようにすることを目指します、またリサーチペーパーを必修として、自主的な研究能力の向上を図ります。

3. なお、この新しいカリキュラム及びコース制は2017年度に法学部へ進学する学生の皆さんから順次適用されます。現在法学部に在学中の学生及び2015年度・2016年度に法学部へ進学する学生の皆さんには、これまでのカリキュラム及びコース制が適用され、法学部を卒業するための要件が在学中に変更さ

れることはありません。ただし、これまでのカリキュラム及びコース制の適用を受ける学生の皆さんが、新カリキュラムの下で開講学期(セメスター)が変わる科目(たとえば憲法は前期課程2年在学時に6単位科目として開講し、本郷キャンパスでは開講しません)の単位を本来の配当学年に取得できなかった場合については経過措置を設けることとなりますが、その詳細については、現在検討中です。

法学部では、今回のカリキュラム及びコース制の改革を着実に実施し、その定着を目指していきます。また、今後も、法学教育を取り巻く状況の変化を注視し、必要に応じて、適切なカリキュラム等のあり方を検討していく考えです。